

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

| | |
|------------|---|
| Title | 仁治度厳島神社御厩の構造形式について |
| Author(s) | 山口, 佳巳 |
| Citation | 厳島研究 : 広島大学世界遺産・厳島-内海の歴史と文化プロジェクト研究センター研究成果報告書 , 7 : 1 - 9 |
| Issue Date | 2011-03-31 |
| DOI | |
| Self DOI | |
| URL | https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00049158 |
| Right | |
| Relation | |



仁治度巖島神社御廐の構造形式について

日本学術振興会特別研究員 山口佳巳

一、はじめに

巖島神社には、廻廊東端（現在の入口側）のすぐ北に木造の神馬を安置した神馬舎がある。現在の神馬舎は近代の再建になるものであるが、かつては「御廐」¹⁾と称され、明治に神馬が旧湯立殿²⁾に移される³⁾まで、多宝塔の麓、現在の宝物館東側辺りに存していたことは知られている。しかし、当社の御廐に焦点を当てた論考はなく、かつての構造形式はもとより概要すら未詳である。

そこで本稿では、古文書及び絵図を用いて、御廐の沿革を辿り、構造形式について復元的に考察を行うことにしたい。当社における二度目の社殿焼失後の再建、すなわち仁治度⁴⁾再建に際して提出された材木注文に御廐も含まれており、具体的な復元が可能である。但し、その材木注文を検討したところ、一部に注文漏れあるいは欠落と考えられる箇所があることが判明し、復元史料として充分とはいえない。通常ならば、同時代の現存遺構を参照すべきところであるが、該当する廐の遺構⁵⁾は皆無であり、往時の構造形式は絵画資料に拠るところが大きい⁶⁾。特に、『一遍上人絵伝』や『慕帰絵詞』といった絵巻物⁷⁾に見られることが少なくない。

したがって、暦仁二年（一一三九）の「伊都岐島社未造分屋材木等注進状」⁸⁾（以下、「暦仁材木注進状」とする）を主たる史料とし、適宜、絵巻物を参照することにより仁治度御廐を復元することにした。但し、描かれた廐は、神社や寺院に建つもの、貴族や武士の邸宅に付属するものなど、立地も格式も様々で、また、単独の廐であったり、邸宅の一部であったり、牛舎と兼用であったり、構造形式も齊一ではない。そこで、描かれた種々の廐に共通する形式を見出し、参照するものとする。

二、御廐の沿革

御廐は、仁安三年（一一六八）の「伊都岐島社主佐伯景弘解」⁹⁾に「五間一面同（檜皮葺）御廐一字」とあり、平清盛造営時よりその存在が確認される重要な社殿である。二度の火災の後、暦仁二年の「暦仁材木注進状」に「御廐一字、五間一面」、仁治二年（一二四一）の「伊都岐島社神官等申状案」¹⁰⁾に「御廐一字、五間一面（檜皮葺）」と記されているが、この時点ではまだ再建されていない。そして、寛元元年（一二四三）の「安芸国司庁宣案」¹¹⁾及び正安二年（一二三〇）の「伊都岐島社未造殿舎造営料言上状案」¹²⁾には規模の記載はないものの造営済み社殿として挙げられている。したがって、仁治二年以降、寛元元年までの間に再建されたことが分かる。また、間面記法による規模を見ると、仁安造営時と仁治再建時は同じ「五間一面」であることから、仁治度に仁安度の規模を踏襲して再建されたとしてよい。

江戸時代に入ってから御廐は、慶安元年（一六四八）の「大宮及諸堂社明細建立図」¹³⁾（以下、「明細建立図」とする）によりある程度は知られる。その絵図「図1」によると、「御馬屋」と記されており、柱間をすべて七尺間

図1 「明細建立図」に見える御廐の図

とする桁行三間・梁間二間¹⁴⁾であったことが認められる。内部は、棟通りの柱とその後方に立つ間柱(細い角柱)の間に仕切りを設けている。側廻りは、正面中央間に「戸扉式枚」と記されていることから、両開きの板扉があり、背面中央間には「大戸」と記されていることから、馬の出入口として大戸があったことが分かる。その他の柱間は、背面両脇間を「腰しとみ」(半部か)とする以外は、「はめ」すなわち板壁(羽目板)であったとしてよい。また、図の下方には、「屋柵こけらふき、あはら壱軒」とあることから、屋根は柿葺とし、一軒の疎垂木であったことが知られる。その後、『芸州巖島図会』¹⁵⁾に描かれた姿「図2」は、桁行三間(梁間は描かれず)で、正面中央間には板扉を両開きとし、そこから馬が顔を覗かせており、両脇間には半部が吊られ、その内には格子が見えている。「明細建立図」と概ね同じ構造と言えよう。

したがって、仁治度の御厩がいつまで存続していたかは明確にし難いが、江戸時代までに規模が縮小されて再建されたことは確かである。なお、天文年間頃(一五三二〜一五五五)に御厩を「造営」する旨を示す記録¹⁶⁾があり、当時、再建の動きがあったことが分かる。但し、その再建状況の詳細については、不明である。そして、明治維新後、神馬が旧湯立殿に移されたので、事実上、御厩の位置が変更された¹⁷⁾ことになる。それ以後は、「神馬舎」と称され、現在は、近代に再建されたものが廻廊東端部近くに存している。

三、仁治度御厩の復元

(一) 復元史料

仁治度御厩の主たる復元史料として、暦仁二年に注進された「暦仁材木注進状」を用いる。この文書は、付属社殿の材木注文であり、再建に必要な建築用材が、その員数、寸法とともに挙げられている。ここでは、御厩部分を以下に示しておく。なお、引用史料中、「」内は朱筆、「」内は割註を表す。

「暦仁材木注進状」

一 御厩一字 五間一面

「七十二人」

柱二十四本(長一丈三尺、口七寸)

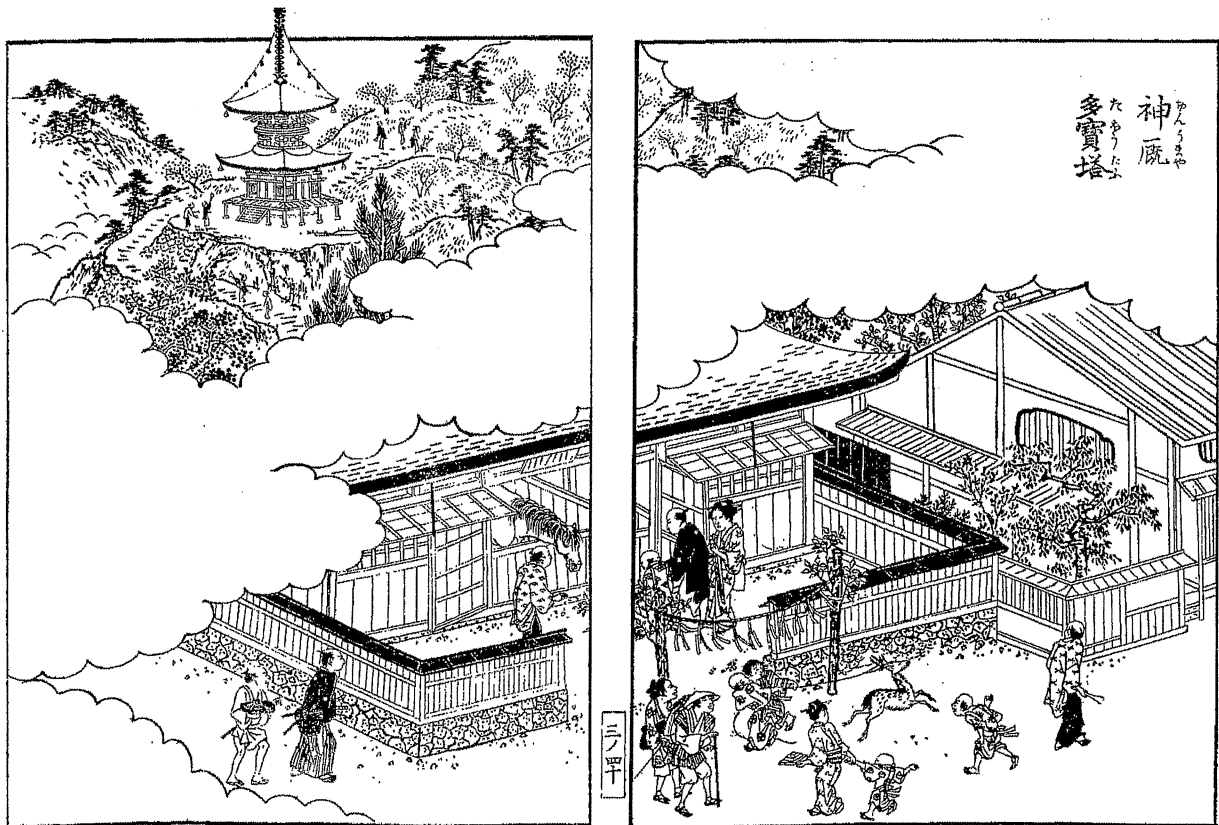


図2 『芸州巖島図会』に見える御厩

〔三十人〕

梁六支〔長一丈八尺、弘七寸、厚六寸〕

〔廿四人〕

鴨居六支〔長一丈三尺、弘六寸、厚五寸〕

〔四十八人〕

桁棟十二支〔長二丈二尺、弘六寸、厚五寸〕

〔四人〕

肱木八支〔長五尺、弘六寸、厚五寸〕

〔五十人〕

垂木五十支〔長一丈四尺、弘四寸、厚三寸、曾利三寸〕

〔十三人〕

腰折垂木二十五支〔長九尺、弘四寸、厚三寸〕

〔三十人〕

木舞六十支〔長二丈二尺、弘四寸、厚二寸〕

〔四十二人〕

萱居六支〔長二丈二尺、弘七寸、厚五寸、曾利三寸ソハニ〕

〔四十四人〕

破風六枚内〔四枚、長一丈五尺、弘一尺四寸、厚三寸
三寸
二枚、長九尺、弘一尺四寸、厚三寸〕

〔百廿人〕

裏板料二寸半板百廿枚

〔六十六人〕

借葺樽千寸

〔百六十人〕

長押二十支〔長一丈五尺、弘六寸〕

〔百廿人〕

足固下桁三十支〔長二丈二尺、五六〕

〔百二十人〕

板敷板三十枚〔長二丈二尺、弘一尺四寸、厚二寸〕

〔百五十人〕

踏板三十枚〔長一丈四尺、弘一尺二寸、厚四寸〕

〔十二人〕

妻戸三本

〔三人〕

冠木六支〔長九尺、方六寸〕

〔三人〕

方立六枚〔長八尺、弘八寸、厚二寸〕

〔六人〕

間草鼠走六枚〔長八尺、弘五寸、厚二寸〕

〔十二人〕

敷居六支〔長九尺、弘六寸、厚四寸〕

〔一人〕

戸開板十二枚〔長八尺、弘一尺四寸、厚二寸〕

〔六十人〕

条木三支〔長七尺、弘五寸、厚二寸〕

〔十六人〕

半葺八間料比樽六十寸

〔八十人〕

壁持十六支〔長八尺、方六寸〕

〔八十人〕

佐久利板八十枚〔長八尺、弘一尺三寸、厚二寸五

分)

〔八人〕

棟付二支〔長一丈八尺、弘八寸、厚六寸〕

〔十人〕

腹懸木二支〔長二丈二尺、五六〕

〔三百人〕

檜皮百井

〔六十人〕

立竿三十支〔長二丈、四五〕

〔百人〕

木枕百支〔長二丈、四三寸〕

〔中略〕

已上
大小材木七百六十二支 檜皮百井

〔右、太略注進如件、

借葺樽千寸

〔准人夫千六百六十四人〕

〔曆仁二〕(嘉禎五を抹消)年正月 日

〔平面〕

〔曆仁材木注進状〕に「御厩一字、五間一面」とある。柱が二十四本、身舎梁(「梁」と繫梁(「鴨居」)がともに六支の注文であることから、「五間一面」は桁行五間・梁間二間の身舎の平側一面に、一間通りの庇を付した総柱の平面であることが確定される。柱は「口七寸」の円柱が注文されており、厳島神社の付属社殿として、格式は低くなかったと言える。詳しくは後述するが、室内は柱間を腰壁で仕切り、注文された柱をすべて使うものと考えられる。

ところで、絵巻物を見ると、厩の正面側に板場を設ける¹⁸⁾などして、馬の世話をする場所としていることが少なくない。例えば、『一遍上人絵伝』の吉備津神社(備後国一宮)の場面では、梁間二間(霞により桁行全長は不明)で平入の厩において、梁間の前寄り半間程の位置に、中敷居を桁行方向に渡し、その内側を馬の専有空間、外側を狭い板場としている。また、同じく『一遍上人絵伝』における武士の館の場面では、厩の正面に狭い板場を設け、その板場に立って馬の世話を人物が描かれていたり、『慕婦絵詞』に

おける武士の館の場面では、廨¹⁹⁾(牛舎と兼用)の正面には縁のような半間程の板場が設けられ、そこに立って、馬に餌をやっている人物が描かれていたりする。

仁治度御廨において、これらの絵巻物に見られるような馬の世話をするための板場を、身舎と比べて格式の劣る庇に当てていた可能性もあり、その場合、身舎の正面側に庇を設けていたと考えられる²⁰⁾。

各柱間寸法については、御廨と同じく五間一面とする仁治度楽屋²¹⁾が参考になる。楽屋は、「長一丈七尺」の身舎梁に対して、身舎梁間を一丈三尺とし、「長一丈」の繫梁に対して、庇梁間を七尺五寸としていたと考察された。一方、御廨は、身舎梁に「長一丈八尺」、繫梁に「長一丈三尺」という注文である。楽屋に比べて、身舎梁は一尺、繫梁は三尺長く注文されており、それらに伴い各柱間も楽屋より広いものが想定される。化粧垂木の勾配及び長さとも併せて検証すると、身舎梁間は一丈四尺、庇梁間は九尺五寸²²⁾とするのが穏当であろう。

また、御廨に注文された「桁棟」の長さ及び員数が楽屋のそれと同一であるので、桁行柱間は楽屋と同じ六尺五寸で、全長は三丈二尺五寸として大過はあるまい²³⁾。

【軸部】

軸部は、柱に梁を架け、桁を渡し、梁上に束を立てて棟木を支えるというのが、一般的な基本構造である。ここでは、五間一面の平面に対して、身舎梁六支と繫梁六支が注文されており、各柱筋に一支ずつ梁が架かることが分かる。「厩」材木注進状²⁴⁾により復元される付属社殿において、繫梁は庇の両端部のみにかかることがほとんどであり、その内にも架かるものは御廨以外には常行堂しかなく、珍しい。身舎梁は「弘七寸、厚六寸」、繫梁は「弘六寸、厚五寸」と、その断面が虹梁形とするには細いので、ともに陸梁であったとしてよい。

注文された十二支の「桁棟」は、二列の軒桁、身舎・庇境の桁及び化粧棟木に使うことが想定される。そして、身舎の四周に内法長押(「長押」)が廻らされていた²⁵⁾と考えられる。

また、組物として八支の肘木(「脇木」)が注文されているが、身舎の側柱上にすべて配すとすると、少なくとも十四支必要であるし、庇の側柱上にすべて配すとすると、六支しか必要ない。また、化粧棟木下に配すとしても六支しか必要なく、注文の員数を過不足なく使うことは難しい。ゆえに、員数を誤って記した可能性がある。

なお、化粧棟木を支えるための部材である棟束、豕扱首、墓股等の注文が見られない。これは、明らかな注文漏れである。そこで、本復元においては、最も単純な架構である棟束としておきたい。

【妻飾及び野屋根】

先にも述べたように、棟束や豕扱首といった化粧棟木を支える材の注文が見られない。したがって、妻飾の形式は判然としない。

野屋根については、まず、化粧垂木に注目したい。「厩」材木注進状²⁶⁾に挙げられた社殿のうち、庇を有する社殿においては、軒桁に掛かり軒先まで出る化粧垂木を「垂木」、身舎だけに掛かるものを「母屋垂木」としている。しかし、この御廨では、「母屋垂木」に相当する化粧垂木を「腰折垂木」と表記²⁷⁾している。他の社殿と御廨の大きな違いは、庇の柱間(梁間)が著しく広いことであり、そのため、化粧垂木どうしの接続部での勾配の差異が大きく、腰が折れているように見えるから、特に「腰折垂木」と称したのかも示れない。

注文された員数により、桁行方向に二列二十五支ずつの化粧垂木を配することになるので、一間を四支割とする疎垂木となる。疎垂木であるので柱真打ちとして、桁行柱間五間に隅柱上の垂木も加えて二十一支、残り四支が蟻羽分で左右の軒に二支ずつ、つまり破風板までの蟻羽の出は三支分となる。この垂木割は、同じく五間一面とする仁治度楽屋と同一である。破風板は、「垂木」及び「腰折垂木」に相応して長さの異なる二種の材が注文されている。なお、他の社殿と同様に、懸魚の注文はないが、付いていたとすれば梅鉢懸魚であつたらう²⁸⁾。

化粧垂木より上の野屋根は、仁治度における他の社殿と同様の形式、すなわち、茅負(「萱居」)・木舞・垂木裏板(「裏板」)・野垂木(「立竿」)・野屋

根の木舞（「木枕」）・土居葺柿板（「借葺」）より成る。

【床】

床板は、大引及び根太（「足固下桁」）によつて支持されていたことが分かる。その員数によると、柱列に大引を渡し、九列の根太を配すことができ、かなり強固な床組であつたと考えられる²⁷⁾。

床板としては、「板敷板」と「踏板」という厚みの異なる二種の材が注文されている。通常、「曆仁材木注進状」において、床板には「板敷板」のみが注文に見られ、「踏板」はこの御厩にしかない。加えて、その「踏板」は、「厚四寸」という著しく厚い板であることから、馬の荷重を支えるための特別な板敷板である可能性が高い。したがって、残る「板敷板」は、世話場である庇の板場に用いるのであろう。

【造作及び壁】

建具としては、妻戸三分と半部八間分の材木が注文されている。この妻戸と半部の配置については推測の域を出ないが、絵巻物に見られる単独の厩には、特に正面側において建具を設けず開放とする例が多いので、妻戸や半部は身舎部分に配されたとするのが穩当であらう。なお、妻戸の用材は、戸口上方の長押（「冠木」）や敷居が「長九尺」、楣（「間草」）及び鼠走が「長八尺」の注文であるので、九尺五寸と広い庇の梁間には配すことができないことは確かである。

また、壁に関する材として「佐久利板」と「壁持」が挙げられている。佐久利とは決りのことで、柱間に落とし込んで嵌める羽目板のことである。「壁持」は、その名称により壁に必要な部材が想定される。まず、不足している材木としては、半部と腰壁との間の窓台が挙げられる。半部は、八間分の注文であるので、「壁持」は八支必要である。残る八支は、室内の間仕切り（腰壁上の貫）及び身舎・庇境の中敷居²⁸⁾として使うことが想定される。したがって、壁板は、主として壁持の下に配され、残りは小壁板として内法長押上に用いられたのであろう。

そして、厩特有の部材として「腹懸木」がある。これは、現在の腹掛桁に相当するものと考えられ、馬の胴体に繫いだ綱を巻き付けるための部材²⁹⁾で、

『慕婦絵詞』や『石山寺縁起』にも描かれている。

【屋根】

「曆仁材木注進状」に「檜皮百井」とあることから、檜皮葺であることが確定される。大棟は、仁治度付属社殿の多くに用いられる瓦木が想定されるが、その注文が見られない。その代わりに「棟付」という材が注文されている。瓦木に比べてやや細かい材が注文されており、簡略化した瓦木を棟付と称したのかもしれない。

(三) 仁治度御厩の形式

以上の考察結果に基づいて推定復元された仁治度御厩の形式を改めて述べておく。なお、「曆仁材木注進状」にて注文された材木の使い方については不明瞭なものもあり、また、建具の配置等は推測の域を出ないので、推定復元平面図「図3」と推定復元梁間断面図「図4」の掲載のみに留めたい。

桁行五間（柱間六尺五寸）・梁間二間（柱間七尺）の身舎の正面に一間（柱間九尺五寸）通りの庇を付けた平面とする。馬の専有空間となる身舎は、四寸（仕上げ削りを施すと三寸五分）もの厚い床板を敷くのに対して、馬の世話をする空間となる庇の床は厚さ二寸（仕上げ削りを施すと一寸五分）とする。どちらの床板も、大引及び根太によつて支持される。円柱を総柱建とし、身舎廻りには内法長押を打つ。各柱列にはすべて身舎梁あるいは繫梁を架ける。身舎梁の中央前より馬の綱を巻き付けるための腹懸桁を渡す。

一軒疎垂木とし、化粧垂木の軒先には反りを付ける。化粧垂木上には、茅負・木舞を載せ垂木裏板を張り、野垂木と木舞を配し野屋根とする。屋根は檜皮葺とし、大棟は木製とする。

身舎において、その側廻りには妻戸と半部を配し、庇境の柱筋は開放（中敷居あり）とする。内部の正面側には梁間方向に腰壁を設ける。また、庇の側廻りは一切の建具を設けず開放とする。

四、仁治度御厩の特色

復元された仁治度御厩において特に注目される点として、庇の柱間（梁間）が広いこと、「踏板」という厚さ四寸もの床板が注文されていることが

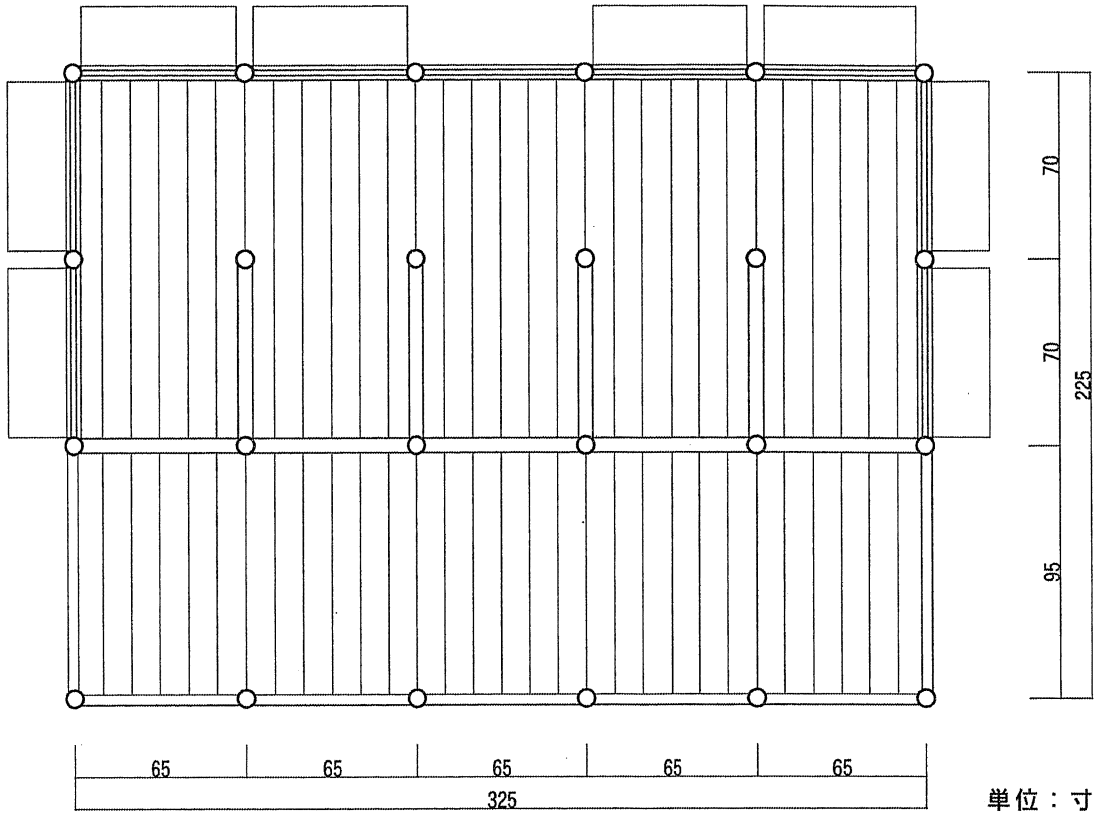


図3 御廨推定復元平面図

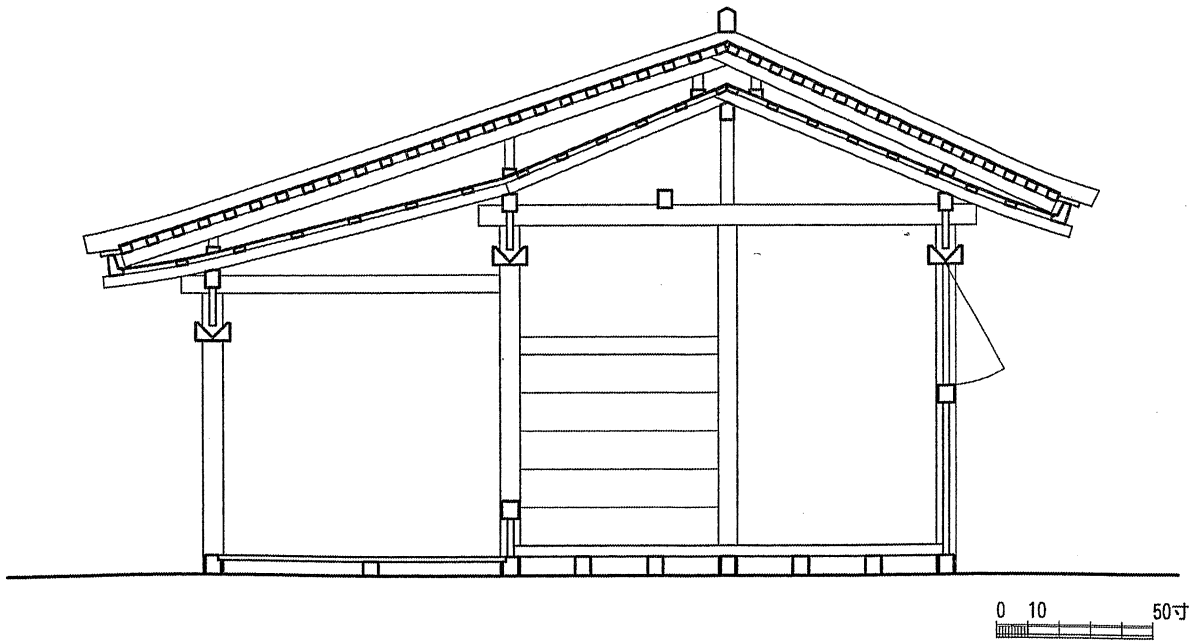
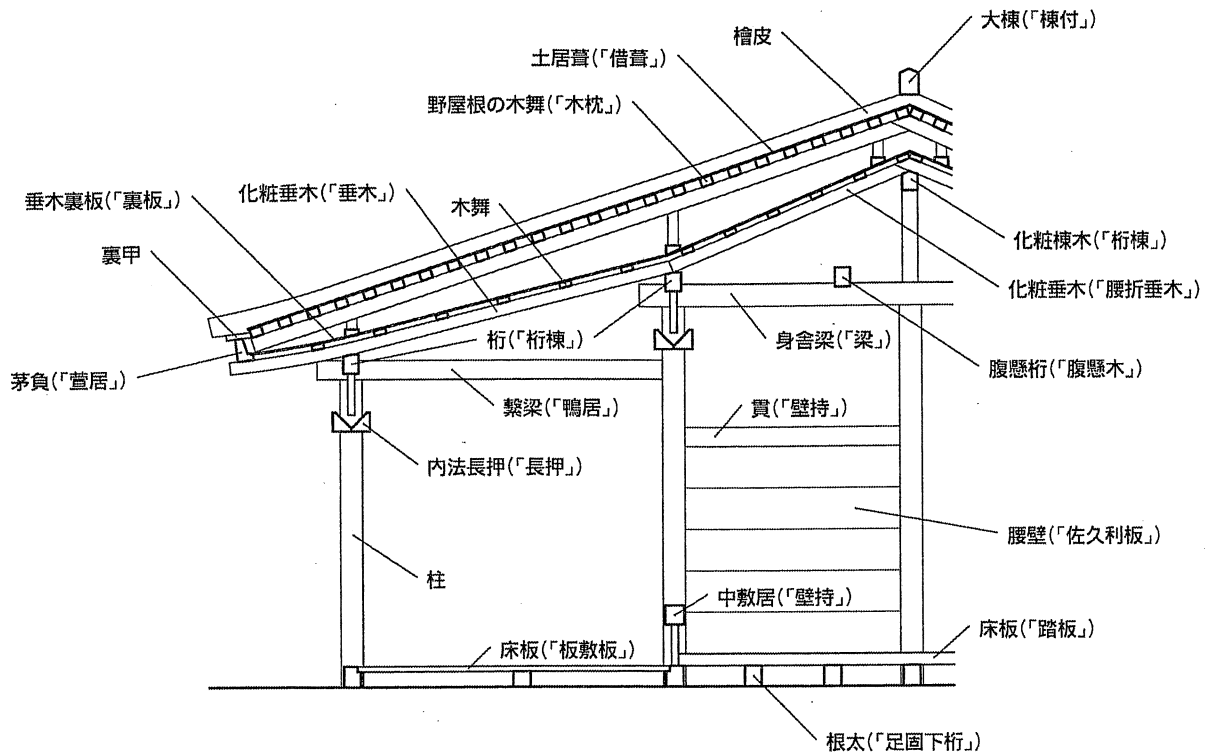


図4 御廨推定復元梁間断面図



参考 建築部材名称 (「 」内は「曆仁材木注進状」による)

挙げられる。

まず、九尺五寸という庇の柱間寸法は、仁治度復元付属社殿における庇の柱間の中で、最も広い³⁰⁾。これは、庇を馬の世話のための空間に当てたことによるものと考えられる。厩の前にある板場を広くとる例として、『石山寺縁起』に描かれた厩が想起される。その厩では、馬の前に餌が置かれている板場があり、さらにその前面には二枚の円座が敷かれている。その円座は、世話人の座としていたと考えられる³¹⁾。したがって、仁治度御厩の庇が九尺五寸もの大間であったのは、世話をする場と世話人の座を兼ねていたためである可能性がある。

次に、厚さ四寸の「踏板」についてであるが、これは、馬を繋ぐ部位に敷くものと考えられる。仁治度復元付属社殿に注文された床板の平均は二寸であり、御厩の四寸はそれらの倍である。馬の荷重を支えるため、床板を厚くし強度を高めたとするのが、妥当であろう。

これらと同様に、御厩であることに起因する特色は、他にも見られる。身舎廻りに半部を多く設けることは、採光及び通風のためであり、衛生的にも厩として適切な形式と言える。また、梁上に渡す「腹懸木」も、厩としては必要不可欠な部材である。

仁治度御厩と「明細建立図」等によって知られる江戸時代の御厩とを比べてみると、平面規模が半分以下に縮小され、屋根も檜皮葺から柿葺に変更されており、江戸時代までに再建された際に格式が大きく下げられたものと考えられる。

五、むすび

復元考察の結果、馬の世話をする空間として庇の柱間を広くとること、馬の荷重を支えるため身舎の床板を厚くすることなど、仁治度御厩は、他の付属社殿には見られない、厩独自の特徴を有していたことが判明した。

仁治度御厩は、厩という特殊な構造形式に加えて、一部に不備が見られる「曆仁材木注進状」のみを用いたのでは、復元することはできなかつたが、そのような不備を絵画資料にて補うことにより、ようやく作図するに至った。

先に述べたように、現存遺構のない中世までの廨の構造形式については、これまで絵画資料によるところが大きかったが、「曆仁材木注進状」という材木注文により、初めて往時の廨を具現化することができた。もちろん、本稿は、一例の廨を推定復元したに過ぎないが、廨に関する研究の一助となれば幸いである。また、廨の構造形式の展開については、今後の課題としたい。

註

1) 厳島神社の廨は、古文書において「御廨」・「御馬屋」・「神廨」・「神馬屋」等の複数の表記が用いられている。復元史料である「曆仁材木注進状」(新出厳島文書一二三)、『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)をはじめとして、中世までは「御廨」の表記に限られるので、本稿においては「御廨」と称する。

2) 湯立殿は、現在の神馬舎付近に存在していたが明治期に廃絶した。また、湯立殿は、かつての竈殿に相当する社殿である可能性がある。詳しくは、拙稿「厳島神社の竈殿の復元的研究」(『厳島研究』第五号、広島大学世界遺産・厳島―内海の歴史と文化プロジェクト研究センター、平成二十一年)を参照されたい。

3) 厳島神社社務所編『伊都岐島』(厳島神社、平成七年)による。

4) 仁治度とは、仁安三年(一一六八)頃の造営後、二度の火災を経て仁治二年(一一四一)にはほぼ再建を終え、遷宮された時代を示す。

5) 神社の廨として重要文化財に指定されているのは、日光東照宮神廨と久能山東照宮神廨の二棟である。これら東照宮系統の神廨は妻入とするが、絵画資料に描かれた廨には平入が多い。なお、神社以外の廨としては、彦根城馬屋と清水寺馬駐が重要文化財であり、そのほか民家に付属するものがあるが、いずれも江戸時代のものである。

6) 廨についての論考はほとんどないが、概説として伊藤延男「慕婦絵にみられる建築」(『慕婦絵詞』日本の美術第一八七号、至文堂、昭和五十六年)や濫澤敬三編『絵巻物による日本常民生活絵引』第二巻(角川書店、昭和四十年)・第三巻(角川書店、昭和四十一年)・第五巻(角川書店、昭和四十三年)等が挙げられる。

7) 以下に、廨が描かれた絵画資料とその制作年代を挙げておく。

○『男衾三郎絵詞』…十三世紀末期

○『一遍上人絵伝』…正安元年(一一九九)

○『法然上人絵伝』…十四世紀初期、但し、制作年代が十六世紀に下降するという

意見もある。

○『慕婦絵詞』…観応二年(一一三二)

○『石山寺縁起』…永和元年(一一七五)

○『星光寺縁起絵』…文明十九年(一一八七)

○東京国立博物館蔵「廨図屏風」…十六世紀中期～十七世紀前期

8) 新出厳島文書一二三(註1参照)

9) 史料通信叢誌第巻編厳島誌所収文書一(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)

10) 新出厳島文書一〇三(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)

11) 新出厳島文書一〇七(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)

12) 大願寺文書一(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)

13) 大願寺文書・町史五九九(『宮島町史』特論編・建築、平成九年、所収)

14) 慶安三年(一六五〇)の「厳島社間敷目録」(大願寺文書・町史四五二、『宮島町史』特論編・建築、平成九年、所収)には「桁行五間半、梁行式間一尺」とある。

これは実寸法での記載であるが、桁行は「半」と概数で記載されているため、実測した数値かどうかは疑問である。「明細建立図」は、それぞれの柱間寸法を七尺と記しているため、桁行二十一尺つまり三間一尺五寸(一間を六尺五寸で換算)、梁間十四尺つまり二間一尺である。梁間は「間敷目録」と完全に一致するが、桁行は二間近くの差異がある。これは、「間敷目録」を作成する際に、「明細建立図」の寸法を誤記したか、もしくは草体の近似している「三」と「五」を見誤った可能性がある。

15) 天保十三年(一八四二)に成立。岡田清『芸州厳島図会』(臨川書店、平成七年上梓)

16) 「大内氏奉行入書状(切紙)」(厳島野坂文書一六二、『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、昭和五十一年、所収)に、

就当社御廨造営之儀、從神主依言上被成御尋之趣、対正長奉書如此候条持進候、以前被 仰出之筋目相違候間、菟角可被申子細有間敷候歟、何二此奉書嶋着候者、則以雜掌早々可被申候、恐々謹言、

とある。年紀未詳であるが、大内氏奉行人による書状であるので、天文年間(一五三二～一五五五)頃と考えてよい。

なお、天文十年(一五四二)に山津波があり、本社後方の本地堂が土砂で埋まるという災害があったことが、『房頭覚書』(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五

十三年、所収) によって知られる。この時、御厩も少なからず被害を受けたことが想定される。

17) 『新編明治維新神仏分離史料』第九卷(名著出版、昭和五十九年)によれば、御厩は神仏分離によって廃せられたというが、実際には神馬の移動がその要因である。なお、湯立殿は神仏分離により湯立神事が廃止されていた。

18) 板場の設け方は様々で、敷居の段差を利用するもの(『石山寺縁起』)、中敷居を渡すもの(『男衾三郎絵詞』)などがある。また、時代が降ると、段差はなく、板敷の方向を変えるだけのもの(『厩図屏風』)や、馬の前面に単に広い空間を設けるもの(『星光寺縁起』)も現れる。

19) この厩は、館に接続しており、単独の建物ではない。

20) 但し、『男衾三郎絵詞』に描かれた厩においては、庇が背面に設けられており、その可能性も少なからずある。

21) 拙稿「仁治度殿鳥神社薬屋の復元的研究」(『建築史学』第五一号、建築史学会、平成二十年)を参照されたい。

22) 庇の垂木勾配は、仁治度楽屋と同様に二寸五分程度が想定される。そうすると、注文された「一丈四尺」の長さより垂木の水平投影長は一丈三尺六寸程となり、軒の出を楽屋と同じ四尺とすれば、庇の柱間は九尺六寸程となる。端数を調整すれば、柱間は九尺五寸となり、注文された繋梁の長さも十分である。

23) 厩という特殊な社殿であるため、桁行柱間を等間隔割りとはせず、一部を狭くしていた可能性もある。

24) 桁行方向では、二間(一丈三尺)につき一支の長押を打ち、残る一間(六尺五寸)にも一支の長押を使う。また、梁間方向では、身舎柱間(二丈三尺)に一支、庇柱間(九尺五寸)にも一支の長押を使う。身舎廻りの内法長押は、柱を内外から挟むので桁行方向に十二支、梁間方向に四支、都合十六支を使う。注文された長押が四支余るが、庇に内法長押を廻らせると、あと十支必要となり、四周の地長押としてもあと十支必要となるので、現段階では、半部を設ける上で不可欠である身舎の内法長押のみとしておきたい。

25) 「厩仁材木注進状」における竈殿においても「腰折垂木」の注文が見られる(註2 論文参照)。

26) 絵巻物に描かれた厩の多くには、梅鉢懸魚が付いている。

27) 床下の構造については、発掘遺構が参考となる。厩の遺構とされている類例は多くはないが、広島県賀茂郡河内町に所在する薬師城跡のSB6が挙げられる。SB6

は、周囲に礎石が一列に並び、その内側には布基礎と考えられる石列が、さらに、布基礎内には小礫が敷き詰められていたことが確認されている。また、大引及び根太の置かれていた痕跡が明瞭で、転ばし根太の低い板敷の床が張られていたと考えられている。詳しくは、三浦正幸「薬師城跡検出の建築遺構について」(『薬師城跡』広島県埋蔵文化財調査センター調査報告書第一四二集、広島県埋蔵文化財調査センター、平成八年、所収)を参照されたい。

28) 註18においても触れたが、絵巻物における厩では、馬の専有空間と馬の世話をする空間の間に段差を設けるものが散見される。

29) 慶長十三年(一六〇八)に書かれた木割書である『匠明』(伊藤要太郎校訂、鹿島出版会、昭和五十一年上梓)には、腹掛桁の位置について、「糜柱真より壹尺八寸入、桁の真にシメテ、面ほとしこむへし」とある。

30) 仁治度復元付属社殿において、庇を付す社殿とその柱間(梁間)寸法は、以下の通りである。楽屋は七尺五寸、朝座屋は八尺五寸、御供屋は七尺五寸、粥座屋は七尺五寸、竈殿は八尺五寸、今社拝殿は七尺五寸と算定される。

31) 『石山寺縁起』の円座は、『星光寺縁起』や『厩図屏風』における、厩の前面に設けられた二列の畳敷きに継承されたと考えられる。

図2は、岡田清『芸州殿鳥図会』(臨川書店、平成七年上梓)所収図を転載したものである。